

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第12条関係」

排水施設設置基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）第12条の規定に基づき、汚水又は雨水の排水施設の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 汚水計画

- (1) 事業区域が市街化区域内にあるときは、汚水又は雨水の排水設備を分流式とし、その施工については市の下水道計画、下水道施設設置基準及び都市計画法第33条で定める技術基準に基づくものとする。ただし、これによることが困難と認めるときは、社団法人日本下水道協会が定める下水道施設指針及び下水道施設維持管理指針との整合を図ること。
- (2) 事業区域が市街化区域内で、かつ公共下水道の事業認可区域であるときは、原則として排水設備を先行工事しておくこと。ただし、これによることが困難と認めるときは、市と協議すること。
- (3) 排水設備の工事は、北本市下水道指定工事店規則（昭和55年北本市規則第19号）の規定に基づき指定された工事店に施工させること。
- (4) 下水道施設については、工事完了後、市に帰属すること。また、区域外流入の接続で、別記「公共下水道排水区域外の土地の下水を排除する接続基準」を満たしているものについても同様とする。
- (5) 事業者は、下水道受益者負担金又は相当額を一括納入すること。
（徴収猶予地及び未納地）
- (6) 下水道施設又は排水設備に関し、第三者との間に紛争が生じた場合は、事業者の責任において解決すること。

3 雨水計画

- (1) 雨水の排水施設は、事業区域の規模又は地形等により、計画雨量を有効に処理できる能力を有する構造とし、かつ放流先の排水能

力及び利水の状況等を勘案して、事業区域外の排水施設に接続すること。

- (2) 開発行為等に対する雨水対策及び、雨水排水施設については、北本市雨水流出抑制施設設置基準により行うこと。ただし、事業区域の面積が1ヘクタール以上の場合は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年埼玉県条例第20号）にも適合すること。

なお、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、0.1ヘクタール以上の雨水浸透阻害行為（開発等の土地からの流出雨水量を増加させるおそれがある行為）が発生する場合は、同法の規制対象になるため、埼玉県知事の許可が必要となり、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となる。

- (3) 流末が整備されていない箇所に雨水の排水設備を接続する場合は、雨水流出抑制のための浸透柵・透水性舗装を施工し、オーバーフローのみを放流する構造とすること。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

別記「排水施設設置基準 2(4)関係」

公共下水道排水区域外の土地の下水を排除する接続基準

北本市下水道条例（昭和 55 年条例第 21 号）第 25 条に規定する公共下水道管理者の行為の許可を受ける排水区域外の土地の下水を排除する接続基準を次のとおり定める。

1 接続の要件

排水設備を設置して公共下水道に接続しようとする者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 下水を排除する敷地が、既設の公共下水道に隣接していること。
- (2) 区域外の流入について、県の同意が得られること。
- (3) 下水道区域外流入分担金を納入すること。
- (4) 便所の水洗化工事を速やかに行うこと。

2 遵守事項

- (1) 公共下水道本管取付費用を負担すること。
- (2) 排水設備の計画の確認・工事検査を受けること。
- (3) 公共下水道の機能を妨げ、又は施設を損傷する汚水を排除しないこと。
- (4) 下水道使用料を納入すること。
- (5) 工事に当たり、道路占用許可等の手続を取ること。
- (6) 排水設備の維持管理を適正に行うこと。